

大分県報

平成三十年
号外 (一)
二月二十七日

(火曜日)

目次

告示

道路区域の変更(二件)……………一
道路の供用開始……………一

告示

大分県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

竹田市荻町桑木字下後迫一一二
二番一地从り
竹田市荻町桑木字下後迫一一二
九番一地从り

前

メートル
二〇・五
八・五

メートル
一九七・〇

竹田市荻町桑木字下後迫一一二
二番三から
竹田市荻町桑木字下後迫一一二
九番三まで

後

三・八
九・八

一九七・〇

竹田市荻町馬場字右京五九〇番
七一地从り

前

九・八

一六一・〇

大分県告示第百六十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて

大分県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

竹田市大字下志土知字相原一八〇番二から
竹田市大字下志土知字相原六九三番三まで
竹田市大字下志土知字相原一八〇番二から
竹田市大字下志土知字相原六九三番三まで
竹田市大字下志土知字下志土知四九番六から
竹田市大字下志土知字相原六九三番三まで

前

メートル
二九・〇
五・五

メートル
八三三・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区

竹田市大字下志土知字相原一八〇番二から
竹田市大字下志土知字相原六九三番三まで

後

メートル
二九・〇
五・五

メートル
八三三・〇

敷地の区

大分県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて

平成三十年二月二十七日

大分県報号外(告示)

置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道高森竹田線	竹田市荻町桑木字下後迫一・二・三番三から竹田市荻町桑木字下後迫一・二・九番三まで	平三〇・二・二七